

地基補第91号
令和3年3月10日

地方公務員災害補償基金
各支部長 殿

地方公務員災害補償基金
理事長 境 勉
(公 印 省 略)

「精神疾患等の公務災害の認定について」の一部改正について（通知）

「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号）の一部を下記のとおり改正しましたので、令和3年4月1日以降はこれによってください。

記

記の第3の1(1)イ中「時間外勤務の命令を受けて行った業務のみを対象とする。ただし、」を削る。

以 上

地基補第92号
令和3年3月10日

地方公務員災害補償基金
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金
補償課長 原田佳澄
(公 印 省 略)

「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」
の一部改正について（通知）

「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」（平成24年3月16日地基補第62号）の一部を下記のとおり改正しましたので、令和3年4月1日以降はこれによってください。

記

記の2(2)ウ(ア)中「時間外勤務とは時間外勤務命令を受けて行った業務のみをいうが、正規の勤務時間外に行われた」を「時間外勤務を評価する場合には、命令を受けて行った勤務のほか、」に、「したがって」を「ただし」に、「ついても、時間外勤務及び当該活動（以下「時間外勤務等」という。）の時間数（1日8時間（週40時間）を超える時間数に限る。）」を「ついては、勤務を行った時間及び当該活動を行った時間のうち、1週当たり40時間（1日当たり8時間）を超える時間（以下、当該時間に係る勤務及び活動を「時間外勤務等」という。）」に改める。

以 上

地 基 補 第 9 3 号
令和 3 年 3 月 1 0 日

地方公務員災害補償基金
各 支 部 事 務 長 殿

地方公務員災害補償基金
補償課長 原 田 佳 澄
(公 印 省 略)

「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」
の一部改正について（通知）

「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成 2 4 年 3 月 1 6 日地基補第 6 3 号）の一部を下記のとおり改正しましたので、令和 3 年 4 月 1 日以降はこれによってください。

記

- 1 別添の第 1 の 3 (7) 中「時間外勤務（週休日における勤務を含む。以下同じ。）及びそれ以外に正規の勤務時間外に行われた業務に関する活動」を「正規の勤務時間における勤務及び時間外勤務命令を受けて行った勤務並びにそれ以外の業務に関する活動（その必要性、内容、時間等が在庁時間のデータや同僚証言等によって確認されたものに限る。）のうち、1 週当たり 40 時間（1 日当たり 8 時間）を超えるもの」に改める。
- 2 別添の第 2 の 3 (1) ウ (ア) 中「時間外勤務時間及びそれ以外の業務に関する活動時間（その必要性、内容、時間等が在庁時間のデータや同僚証言等によって確認されたものに限る。）」を「時間外勤務等の状況」に改める。

以 上